

バスタプロジェクト推進検討会 規約（案）

令和2年9月7日

（名称）

第1条 この検討会は、バスタプロジェクト推進検討会（以下「検討会」という。）という。

（目的）

第2条 検討会は、地域課題、地域特性等を踏まえて、交通結節点の機能強化に向けて、あり方や仕組みの検討を含めて積極的な今後の推進方策について検討を行うことを目的とする。

（委員）

第3条 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

（座長）

第4条 検討会に座長を置く。

2 座長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。

3 座長は、検討会の議長となり、議事の進行に当たる。

4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

5 座長は、必要があると認められるときは、検討会の下にワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

（事務局）

第5条 検討会の事務局は、国土交通省道路局企画課評価室が行う。

（委員以外の者の出席）

第6条 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（会議）

第7条 検討会は、原則公開とする。

2 検討会の資料及び議事については、公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

3 WGによる会議、配布資料及び議事については、非公開とすることができる。

（雑則）

第8条 この規定に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

以上